

## 介護職員等特定処遇改善加算に係る職場環境等要件の実施項目について

資質の向上	<p>働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</p>	<p>職員が介護福祉士資格を取得するために（業務上必要な為）、学校や講座受講を受けるときは、所定の届出用紙に必要事項を記載し、施設管理者へ申し出ること。 施設管理者は上記の職員について、通学、受講のため、有休・公休などの配慮をすること。 介護福祉士資格を取得したものについては、算定基準表に基づき基本給月額の変更を行うこと。</p>
労働環境・ 処遇の改善	<p>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p>	<p>介護職員職位・職責・職務内容区分一覧表を策定し雇用管理研修の受講を勧めるとともにゆとりある職員配置により有給休暇の取得しやすい環境を整えています。</p>
	<p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p>	<p>職員の腰痛対策や負担軽減のため介護ロボットの導入、スライディングシートの活用、腰痛予防研修会などを取り入れています。</p>
	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>毎朝夕の申し送り、会議やミーティングにより職員の意見を職場環境に取り入れています。</p>
その他	<p>障がい者を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</p>	<p>個々に適した無理のない業務プログラム及びシフトを作成し、業務を行なうと共に、他の職員もプログラムを共有し指示を行っている。</p>